

## 政党・政治団体の収入源

主催：憲法ネット103 2024年「政治とカネ」勉強会 会場：ZOOMによるオンライン  
日時：2024年3月3日（日）14:00～15:30（講演60分＋質疑応答30分）

上脇博之（かみわき・ひろし）

### はじめに

#### （１）自己紹介

- ・神戸学院大学教授（憲法学）
- ・公益財団法人「政治資金センター」理事、「政治資金オンブズマン」代表など。

#### （２）憲法ネット103「政治とカネ」4回連続学習会

第1回 3月3日（日）14:00～15:30 政党・政治団体の収入源（本日）

第2回 4月6日（土）14:00～15:30 政治資金パーティー

第3回 5月6日（月・振替休日）14:00～15:30 政治資金の使途不明金

第4回 6月8日（土）14:00～15:30 政治資金と憲法改正国民投票

#### （３）「政治とカネ」で問題になる「カネ」：今回はその一部（ゴシック）のみ取り上げます

主体	カネの内容	性格	備考
政党	政党交付金(政党助成金)	公金	政党助成法。政党交付金使途等報告書。
政治団体 (政党を含む)	政治資金 (収入、支出、資産) (政党交付金を含む)	(政党 は公金 を含む)	政治資金規正法。政治団体が寄附を受け支出するためには総務大臣・都道府県選挙管理委員会に <u>政治団体の届出</u> を行う。政治資金収支報告書。
衆参各会派	立法事務費	公金	政治資金収支報告書で報告する政党が多い。
公職の候補者	選挙運動資金		公職選挙法（第189条）に基づく。
国会議員・大臣	資産等		法律または大臣規範に基づく。
衆参議員	調査研究広報滞在費（旧・ 文書通信交通滞在費）	公金	日本共産党と日本維新の会は収支を自主公表。
内閣官房長官	報償費（機密費）	公金	政治資金として支出されている疑惑あり。
地方議会会派・議員	政務活動費	公金	地方自治法および各政務活動費条例に基づく。

#### （４）収支報告書の閲覧・入手方法

・報告書のインターネット公表の有無 ◎閲覧・保存・印刷可。○閲覧可。×非公表。

報告書の種類	公開の主体	インターネット公表	公表期間
政治資金収支報告書	総務省	◎	3年
	多くの都道府県選挙管理委員会	◎	3年
政党交付金使途等報告書	総務省	○	5年
	都道府県選挙管理委員会	×	
選挙運動費用収支報告書	総務省	×	
	都道府県選挙管理委員会	×	

政党交付金使途等報告書と選挙運動費用収支報告書の入手には情報公開請求して開示を受ける必要あり。

## 1. 政治資金規正法における政治団体の種類とカネとの関係

### (1) 「政治団体」の定義

#### ◆下記の2つの要件のうち1つを充足する団体（政治資金規正法第3条）

- ・「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」
- ・「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」

### (2) 「寄附」とは？

「党費又は会費」＝「いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく**金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するもの**」（政治資金規正法第4条第2項）

政治資金規正法第4条第3項	公職選挙法第178条
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、 <u>その供与又は交付の約束</u> で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの

### (3) 企業等からの寄附金受領にとって重要となる政治団体の種類（政治資金規正法第21条）

#### 企業・労働組合・任意団体の政治活動のための寄附（政治献金）受領の可否

政治団体の種類	要件	企業献金
政党＝右の2つの要件のうち1つでも充足する政治団体	・政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を <b>5人以上</b> 有するもの ・直近の衆参各選挙のいずれかで「政治団体の得票総数」が「 <u>有効投票の総数の100分の2以上</u> であるもの」	○
政治資金団体	政党のために資金上の援助をする目的を有する団体（国民政治協会、国民改革懇話会、ホリエモン新党）	○
資金管理団体	公職の候補者が、その代表者である政治団体のうち、 <b>その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体と指定したもの</b>	×
他の政治団体	派閥の政治団体、地域政党「大阪維新の会」、業界の政治団体など	×

### (4) 「政治資金パーティー」にとっては政治団体の種類は一応関係せず

- ・企業・労働組合等も（「政治資金団体」・「政党」以外の）政治団体が主催する政治資金パーティー券を購入できる（政治資金パーティー券の購入は個人も政治団体も可能）。

#### ◆「政治資金パーティー」とは？

「政治資金パーティー」＝「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から**当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額**を

当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもの」

(5) 個人が行う「寄附上限」（政治資金規正法第22条第2項・第21条の3第1項）にとって重要な政治団体の種類

寄附受領者	政党・政治資金団体	資金管理団体	その他の政治団体
同一の相手に対する個別制限	なし	年間150万円（公職の候補者の「特定寄附」と自己資金は無制限）	年間150万円
総枠制限	年間2000万円	年間1000万円（公職の候補者の「特定寄附」は無制限）	年間1000万円

「特定寄附」とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部または一部を当該資金管理団体に対してする寄附（政治資金規正法第19条の3・第19条の4）。

(6) 政党交付金の交付を受けられるのは「政党」だけ！（政党助成法第2条）

◆「政党」＝下記の2つの要件のうち1つでも充足する政治団体

- ・政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- ・前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近の衆参各選挙のいずれかで「政治団体の得票総数」が「有効投票の総数の100分の2以上」であるもの

◆各政党の政党交付金の算定方法（出典：総務省のHP）

・250円×人口数＝政党交付金総額

区 分			各政党に交付する政党交付金の額の計算		
議員数割 [政党交付金総額の1/2]			議員数割 (1/2) × $\frac{\text{当該政党の国会議員数}}{\text{届出政党の国会議員数の合計}}$ ①		
得票数割 [政党交付金総額の1/2]	衆議院議員 総選挙	小選挙区	得票数割 (1/2)	× 1/4	× 得票割合※ ②a
		[前回] 比例代表	得票数割 (1/2)	× 1/4	× 得票割合※ ②b
	参議院議員 通常選挙	比例代表	得票数割 (1/2)	× 1/4	× 得票割合の平均 (前回・前々回) ②c
		[前回] [前々回] 選挙区	得票数割 (1/2)	× 1/4	× 得票割合の平均 (前回・前々回) ②d
政党への政党交付金の配分額			① + ②(a～dの計)		

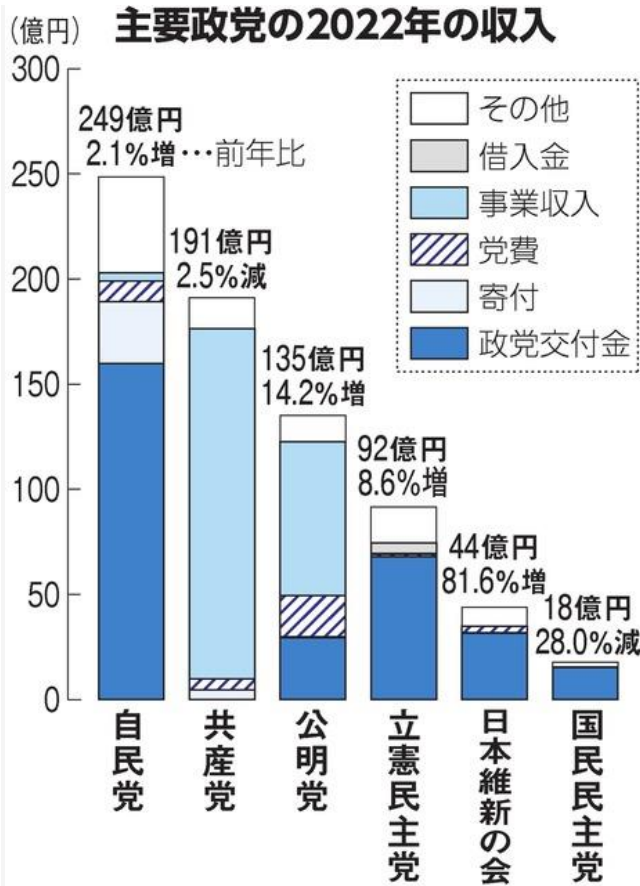
※得票割合 =  $\frac{\text{当該政党の得票数}}{\text{届出政党の得票数の合計}}$

「得票割合」は、有効投票総数に対する得票率とは異なります。

(6) 政党・政治団体の政治資金の収入源の概要のまとめ

カネの種類	政党 交付金	立法 事務費	企業等か らの寄附	個人・政治団 体からの寄附	政治資金パ ーティー	事業収入	党費 会費
政党	○	○	○	○	○	○	○
政治団体	×	× (△)	×	○	○	○	○

(7) 各政党の資金源 (2022年)



出典：朝日新聞 2023年11月24日 17時00分

2. 自民党本部の政治資金の現状とその最大の資金源

(1) 世間の政治資金は減少しているのに自民党本部の政治資金はバブル状態

自民党本部の政治資金収入 (バブル時代4年と直近4年の比較) ・ ・ 「前年からの繰越額」を除く

年	本年の収入	年	本年の収入
1986年(衆参同日選挙)	約 205.5 億円	2019年(参議院通常選挙)	約 244.9 億円
1987年(統一地方選挙)	約 149.9 億円	2020年	約 240.8 億円
1988年	約 222.8 億円	2021年(衆議院総選挙)	約 243.9 億円
1989年(参議院通常選挙)	約 246.2 億円	2022年(参議院通常選挙)	約 248.6 億円
平均	約 206.1 億円	平均	約 244.6 億円

**(2) 自民党本部の最大の資金源は政党交付金（公金）**

自民党本部の「本年の純収入」（「前年からの繰越金」・借入金を除く）、政党交付金（税金）の占める割合（国営化）

年（国政選挙）	本年の純収入	その内の政党交付金	政党交付金の割合
2015年（統一地方選挙）	約 257.5 億円	約 174.4 億円	約 72.3%
2016年（参議院通常選挙）	約 241.3 億円	約 174.4 億円	約 72.3%
2017年（衆議院総選挙）	約 243.6 億円	約 176.0 億円	約 72.2%
2018年	約 262.9 億円	約 174.9 億円	約 66.5%
2019年（参議院通常選挙）	約 244.9 億円	約 176.5 億円	約 72.1%
2020年	約 240.8 億円	約 172.6 億円	約 71.7%
2021年（衆議院総選挙）	約 243.9 億円	約 169.5 億円	約 69.5%
2022年（参議院通常選挙）	約 248.6 億円	約 159.8 億円	約 64.3%

**(3) 自民党本部は政党交付金を事実上支出せず翌年に繰り越しているに等しい状態**

- ・政党交付金の毎年の残金は原則としては国庫に返還することになっている。
- ・だが、例外として「**基金**」「**支部基金**」をつくれれば翌年へ繰越可能。翌年繰越しが常態化

**自民党本部の政治資金における「翌年への繰越額」**

年	翌年への繰越額	うち政党交付金（基金）	国政選挙
2012年	13億9789億円	1億3006万円	12月衆議院総選挙
2013年	24億6258万円	7億2314万円	参議院通常選挙
2014年	53億6433万円	8億5821万円	12月衆議院総選挙
2015年	112億8237万円	86億9287万円	
2016年	133億6633万円	124億6634万円	参議院通常選挙
2017年	134億3856万円	112億7516万円	10月衆議院総選挙
2018年	<b>185億9172万円</b>	<b>165億6468万円</b>	
2019年	<b>188億9407万円</b>	<b>172億6136万円</b>	参議院通常選挙
2020年	<b>244億1976万円</b>	<b>239億5603万円</b>	
2021年	<b>215億9320万円</b>	<b>214億1414万円</b>	10月衆議院総選挙
2022年	<b>214億3957万円</b>	<b>203億5706万円</b>	参議院通常選挙

**3. 政党交付金は失敗した！**

**(1) 政党交付金導入の建前**

250円（コーヒー1杯分の税金）で綺麗な政治

**(2) しかし警告は的中**

・1990年、当時の「政党への公費助成」導入の動きを批判して**金丸信**・元自民党副総理は、「国民の貴い税金を選挙の候補者に出すのは、今でも選挙違反があるのだから『**泥棒に追い銭**』にならないとも限らない」（朝日新聞1990年7月5日）

・河上和雄・元東京地検特捜部長は、不十分な政治資金規正法の下でいつでも脱法的に資金作りが可能なまま政党助成を導入することは「**焼け太り**」になる(河上和雄「政治資金規正法はどうすべきか」文藝春秋編『日本の争点 94』1994年)

### (3) そもそも日本国憲法は政党助成金を許容していない！(違憲)

・日本国憲法の「制定」が審議された際に**金森徳次郎・国務大臣**(当時)：

「伸びて行く政党は一つの生き物でありまして、之に対して人為的な制約を加えること」には「弊害も亦予想し得る」。国家による「財政的考慮」は「下手をすれば角を矯めて牛を殺す」、「本当の政党の値打を削ぎ落すような結果」。

#### 自民党「日本国憲法改正草案」(2012年)

##### 第四章 国会 (政党)

第64条の2 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。 2 政党の政治活動の自由は、保障する。 3 前2項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。

・自民党「日本国憲法改正草案Q&A」Q23の答：「憲法にこうした規定を置くことにより、**政党助成**や政党法制定の**根拠になる**と考えます。政党法の制定に当たっては、党内民主主義の確立、収支の公開などが焦点になるものと考えられます。」

#### ◆参考文献

- ・『どう思う？ 地方議員削減』日本機関紙出版センター、2014年
- ・『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』日本機関紙出版センター、2014年
- ・『告発！ 政治とカネ 政党助成金 20年、腐敗の深層』かもがわ出版、2015年
- ・『追及！ 安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』日本機関紙出版センター、2016年
- ・『日本国憲法の真価と改憲論の正体』日本機関紙出版センター、2017年
- ・『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』あけび書房、2018年
- ・『内閣官房長官の裏金 機密費の扉をこじ開けた4183日の闘い』日本機関紙出版センター、2018年
- ・『安倍「4項目」改憲の建前と本音』日本機関紙出版センター、2018年
- ・『逃げる総理 壊れる行政 追及！！「桜を見る会」&「前夜祭」』日本機関紙出版センター、2020年
- ・『忘れない、許さない！ 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』かもがわ出版、2020年
- ・富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を！』日本機関紙出版センター、2020年
- ・上脇博之・阪口徳雄・前川喜平・小野寺義象・石戸谷豊・岡田正則・松宮孝明『ストップ！！国政の私物化 森友・加計、桜、学術会議の疑惑の究明する』あけび書房、2021年
- ・『政党助成金、まだ続けますか？』日本機関紙出版センター、2021年。
- ・河井疑惑をただす会・上脇博之『だまっとれん 河井疑惑 まだ終わっていない』日本機関紙出版センター、2022年
- ・『日本維新の会の「政治とカネ」「身を切る改革」の正体を暴く』日本機関紙出版センター、2022年
- ・『憲法の破壊者たち 自民・国民・維新・勝共・日本会議の改憲案を検証する』(日本機関紙出版センター・2022年)
- ・『なぜ「政治とカネ」を告発し続けるのか ～議会制民主主義の実現を求めて』日本機関紙出版センター、2023年。